

フリップス送信状

送信枚数 枚 (本状を含みます)

2019年6月26日 (水)

各位

日本共産党

国会議員団中国フリップ事務所

所長・武田英夫

〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31

TEL (086) 273-7747

FAX (086) 272-7108

岡山市議団の田中のぞみ質問で、「敷地崩落の家屋にも公費解体制度導入の適用」への道が開かれました。

そのニュースを送ります。

以上

(速報)敷地崩落の家屋にも公費解体制度を適用

昨年の西日本豪雨災害で敷地が崩れて今も立ち入り禁止の家屋について、25日の市議会本会議で大森雅夫岡山市長は「危険度が大きく立ち入り禁止としている状況や公費解体の申請期限が迫っていることを考慮して、公費解体制度の対象とする」と答弁しました。

この家屋は、敷地が家屋のすぐそばまで崩れ、市の調査で立ち入り禁止とされたものですが、家屋そのものに被害がないため、市はいままで「半壊」以上を対象とする公費解体制度の対象外としてきました。

住民の方は今も避難生活を続けており、暮らしを再建するためには今の家屋を撤去して崩落した敷地を直さないと、先に進めない状況です。

党市議団は、仁比総平参議院議員などと力を合わせて国との交渉を重ね、5月の交渉では「市町村が『半壊と同等』『解体が必要』と判断すれば、国費補助の対象となる」との回答を引き出しており、岡山市に対応の改善を求めています。

2019年6月25日

日本共産党岡山市議団

岡山市議会 6 月定例会 全文おこし 2019年6月25日

◆田中のぞみ議員

(4)敷地崩壊による被災者救済について

豪雨災害で敷地が崩れ、立ち入り禁止の状態が今も続く中で、住家への被害が無いいため、公費解体の対象とされていないケースについて代表質問でお伺いしました。

敷地を修復するには家を解体するしかないそうです。このまま放置すればまさに災害ゴミです。

環境省の担当者は、公費解体の対象である「半壊」か「全壊」と『同等』と判断出来れば、対象となる、その判断は自治体がする、と繰り返し答弁をしています。

罹災証明については、内閣府の担当者は、その根拠法にも「その他当該市町村長が定める種類の被害」と規定があり、「解体必要」などと記載するのは可能とのことでした。縦割り行政の狭間で被災者が苦しんでいます。国はできると判断しているケースです。市長にお尋ねいたします。何が、ネックなのでしょうか。救済できないのでしょうか。

◎大森雅夫市長

もう一つ、敷地崩壊による被災者救済ということがあります。この事例については、田中議員ご指摘のように、これまで擁壁が崩壊するという敷地被害があるものの家屋については半壊に至らないということで、公費での解体は難しいということを申し上げておりました。一方で、岡山市の公費解体の申請の締め切りが迫ってきております。申請が見込まれる中で、改めて議論と精査を続けた結果として、危険度判定が大であること、立ち入り禁止になっていることという現状を総合的に判断し、本事例については公費解体の対象とすることといたしました。

豪雨被災家屋の公費解体

擁壁崩落も対象に

市方針

岡山市は25日、西日本豪雨で全半壊した家屋を所有者の負担なしで解体・撤去する「公費解体」について、斜面の崩落を防ぐ壁（擁壁）が崩れて住むことができなくなった場合は、半壊に至っていない

くても対象に含めたと明らかにした。市議会個人質問で田中のぞみ氏が、敷地の擁壁が崩れ落ちて住めなくなった家屋を公費解体で救済できないか質問。大森雅夫市長は「危険度がたと判定さ

れ、立ち入り禁止になっている」といった現状を総合的に判断し対象にした」と述べた。

同制度は、り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊とされた家屋を所有者に代わって市が撤去処分する。市によると25日現在で55件の申請があり、申請期限は28日。（大橋孝平）

6/26 山陽新聞